

若者チャレンジ支援デュアル・システムの制度改正について

現 行

【支援の対象】

- ・ 県内高等学校卒業見込み者
- ・ 県内養成校（専門学校）で「介護福祉士」、「保育士」を目指す者

【支援内容】※修学期間の2年間を限度

- ・ 奨学支援金：年額60万円を上限に授業料を支援
(養成校卒業後、3年間の施設勤務継続で返還免除)
- ・ 生活支援金：生活支援金として月2万円を支給

改正後（ 部が改正点）

【支援の対象】現行に下記の対象者を追加

- ・ 外国人留学生（県内養成校在籍）
- ・ 福祉系4年制大学の学生
- ・ 「社会福祉士」を目指す者

【支援内容】※修学期間の4年間を限度

- ・ 奨学支援金：年額40万円を上限に授業料を支援
(養成校卒業後、3年間の施設勤務継続で返還免除)
- ・ 生活支援金：生活支援金として月2万円を支給

- ・ 奨学金については、原則として介護福祉士修学資金（年額60万円）等の貸付を受けていることを前提としており、40万円の貸付で年間授業料のほとんどをカバーできる。
- ・ 支援期間が最長4年となったことにより、奨学金については最大で160万円の貸し付けが可能となる。
- ・ 法人にとって年間の負担が軽減することになるため、賛同法人の増加が期待できる。